

学校の校庭等の表土除去費用の助成に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月二日

上野通子

参議院議長 西岡武夫殿

学校の校庭等の表土除去費用の助成に関する質問主意書

政府は、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に伴い、福島県内で毎時一マイクロシーベルト以上の空間線量率を測定した学校等が校庭等の表土を除去する費用を助成する方針を表明した。これに関連して、以下のとおり質問する。

一 表土の除去によって見込まれる空間線量率の減少等の政策効果について、政府の見解を明らかにされたい。

二 表土除去費用の助成対象を、福島県内で毎時一マイクロシーベルト以上の空間線量率を測定した学校等に限定した理由を明らかにされたい。また、各学校等が表土を除去する際に工法を指定するのか、助成額に上限を設けるのかについても、見解を明らかにされたい。

三 福島県のみならず隣接各県には毎時一マイクロシーベルト以上の空間線量率を測定した学校等が多数存在する。こうした学校等に対し表土除去費用を助成しないのは公平の観点から問題が大きいと考える。福島県外の学校等に対象を広げる考えはないのか、政府の見解を明らかにされたい。また、福島県外の学校等に放射線の積算線量計を配布する考えはないのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

